予備校の受講規約に定める教材の譲渡禁止条項および違約金条項の有効性

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 2 月 28 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 24179 号
【事　件　名】 違約金支払請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 著作権法 26 条の 2、消費者契約法 9 条・10 条、民法 90 条・404 条
【掲　載　誌】 判時 2545 号 86 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25603522

関西大学教授 **馬場圭太**

事実の概要

1　本件は、航空大学校の受験を目的としたパイロット予備校（以下「本件予備校」という。）を運営するXが、その受講生であったYが教材を第三者に譲渡した行為は受講規約に違反しているとして、Yに対し、受講規約に定める違約金 500 万円に法定利息を加えた金員の支払いを求めた事件である。概要は次の通りである。

2　平成 27 年 10 月 31 日、Yは、Xとの間で、受講料 26 万 8030 円を支払って講座の受講契約を締結し、受講を申し込む際の規約（以下「本件規約」という。）として、テキスト到着後 5 日以内であれば、受講生からの申し出によって解約・返金することができる「全額返金保証制度」を設け、その制度による解約後、受講生は「テクスト等の送付物は 3 日以内に返却するものとする」ことが定められた（第 3 項 1 号）。また、「本件予備校が受講生に提供する教材及び情報に関する著作権、商標権等の一切の権利は本件予備校に帰属」し、「受講生又は第三者が予備校の許諾を得ないで教材を複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、再利用することは、いかなる方法においてもでき」ず、これらの規定に反した場合は「当該コース正規授業料の 10 倍の料金又は 500 万円のより高額な方を違約金として申し受ける。加えて、民事上の措置（損害賠償等）・刑事上の措置（著作権法）を取る」ことが定められた（第 8 項）。

さらに、Yは、平成 28 年 3 月 12 日および同年 8 月の 2 回にわたり、講座内容について他者に公開、漏洩等をしないことを約する誓約書に署名し、Xに提出した。この誓約書には、第三者が講座の内容を使用した場合は、「法的手段により、内容を使用した会社または個人に対し、五百萬円の請求措置が取られますことを了承致します」と記載されていた。

3　令和 2 年 5 月 1 日、Yは、インターネットフリーマーケットサービスに、「a」という出品者名で、本件教材を 5 つに分けて、合計 13 万 7600 円で出品した。しかし、当該出品ページのコメント欄に、本件規約に違反している旨のコメントがされたことを受けて、Yは当該出品をすべて取り消し、Xに対し、出品について謝罪するメールを送信した。

しかし、令和 2 年 5 月 6 日、Yは、本件教材を 5 つに分けて、合計 13 万 3600 円で再び出品し、このうち 2 つにつき、譲渡が成立した（以下「本件譲渡」という。）。同年 5 月 21 日、Xから電話で本件教材の出品が本件規約違反である旨を伝えられたYは、譲渡が成立していなかった残り 3 つの教材の出品を取り消した。そして、同年 5 月 22 日、Yは、出品者名を「b」に変更した上で、譲渡が成立していなかった 3 つの教材を出品した。

令和 2 年 7 月 20 日、Xは、Yに対し、本件譲渡が本件規約に違反すること、違約金の一部である 80 万円の支払いによって示談を検討できることなどを記載した内容証明郵便を送付したが、その後、違約金 500 万円およびこれに対する利息を加えた金員の支払いを求めて提訴するに至った。

判決の要旨

1　譲渡禁止条項の有効性

「本件予備校においては、受講生に配布する教

材にID番号を付しており、本件教材にもID番号が付されているところ、Xが受講生に対して教材を譲渡するのであれば、かかるID番号を付す必要がないから、ID番号を付している事実は、本件教材が貸与されているものであることを強く推認させるといえる。そして、Xは、令和元年12月1日、教材は貸与するものであり、その所有権はXにあることを明記した規定を本件規約に追加する改訂を行ったが、この改訂の前から教材にID番号が付されていたことも併せ考えれば、この本件規約の改訂は、教材は貸与するものであることを明確にするために行われたものであって、この改訂によって教材の譲渡から貸与に取扱いが変更されたものではないと認められる。したがって、本件教材は、XからYに貸与されたものと認めるのが相当である。」「そうすると、本件教材がYに譲渡されたことを前提とする著作権の消尽に係るYの主張は、その前提を欠き、採用できない。」

「本件教材は貸与されたものであるから、Yが本件教材を自由に処分する権利を本来的に有するとはいえない上に、Yは、航空大学校の入学試験に合格するために本件受講契約を締結し、本件教材の貸与を受けたのであるから、本件教材を第三者に売却できないことによって何らかの利益が害されるとはいい難い。これに対し、本件教材の内容を見ることによって、Xが本件予備校において行っている講座等の内容を推して知ることができるのであるから、本件教材が第三者に対して譲渡されれば、受講生ではない第三者にXのノウハウが流出するというべきであって、本件予備校の受講生の減少にもつながり得るといえる。そうすると、本件教材の譲渡によってXの営業上の利益が害されるといえる。したがって、教材が譲渡等されることによってXの営業上の利益が害されないように本件譲渡禁止条項を設けることに合理性がないとはいえず、」「本件譲渡禁止条項が消費者契約法10条に違反して無効である旨のYの主張は、採用できない。」

2　違約金条項の有効性

(1)　消費者契約法違反

「本件予備校において講座を受講するにあたって貸与された教材は、受講生にとって航空大学校の入学試験に合格するための勉強に利用するためのものであり、売却等をするために入手するものではないから、その教材を第三者に対して売却等ができなかったとしても、受講生に特段の不利益はないというべきである。これに対し、Xは、先述のとおり、教材が第三者に譲渡されれば、営業上の利益を害されると認められる。そうすると、本件違約金条項は、受講生の利益を一方的に害する不当な条項とはいえないから、消費者契約法10条によって無効とは認められ」ない。

(2)　公序良俗違反

「本件違約金条項の目的が受講生による教材の売却等を防止し、原告が営業上の損害を被らないようにするという点にあるのであれば、かかる目的を達成するために必要な限度を超えた違約金を設定すると、受講生の負う負担と比して不均衡となるから、必要な限度を超えた違約金の範囲については、公序良俗に反して無効と認めるのが相当である。」

「本件に現れた全ての事情を総合考慮すれば、本件違約金条項は、100万円の限度で有効と認めるのが相当である。」

判例の解説

一　本判決の意義

本件では、予備校が受講生に配布する教材の譲渡禁止条項およびその条項に反して譲渡等を行ったことに対する違約金条項の有効性が争われ、いずれも消費者契約法10条に反しない（後者については9条1項1号および2号にも反しない）とされたが、違約金条項については、100万円を超える部分が民法90条に反し無効とされた。

本判決は、採用する判断構造に目新しさはないが、消費者契約法10条および民法90条に基づいて、予備校の教材の譲渡禁止条項および違約金条項の有効性が争われた一事例として、実務上類似の事案への対応が求められる場面で参考になるであろう[1)]。

二　教材配布の法的性質

本件では、譲渡禁止条項および違約金条項の有効性を判断する前提として、予備校による受講生への教材配布の法的性質が争われた。

本件教材は著作物であり、その著作権は予備校に帰属すると考えられる。著作権法26条の2第1項は著作権者に著作物の原作品および複製物を

公衆に譲渡する排他的権利（譲渡権）を認めており、同条第 2 項はいわゆる消尽の原則の適用により譲渡権が消滅する場合を定めている。したがって、予備校から受講生への教材配布が同項 1 号以下に定める「譲渡」に当たるならば、教材に対するXの譲渡権は消える可能性があった。しかし、本件では、教材配布は譲渡ではなく貸与であり、その結果、譲渡権の消尽は生じないと判断された。判決は、教材配布を貸与と性質決定する際に、予備校が教材に ID 番号を付していたという形式的な面を重視したように見えるが、教材の配布に対してどの程度の対価が支払われていたか、その額が本件教材の貸与として妥当であったかどうかも重要な考慮対象であったはずである。仮に、実質的には教材の譲渡といえる程度の対価を取得しながら、予備校側が、一方的に、教材配布に貸与の外形を装わせたといった事情があるとすれば、貸与性を否定する方向に傾くであろう。本件のような事例において、教材配布が一度貸与と性質決定されると、後述するように、譲渡禁止条項の不当性を判断する機会が実質的に奪われることになるだけに、教材配布の法的性質を判断する段階で、その内的構造を総合的かつ慎重に考察することが求められるであろう。

ところで、本判決とは異なり、教材の配布が「譲渡」に該当すると判断された場合にはどうなるか。その場合も、譲渡禁止条項および違約金条項の有効性が問題となりうる。譲渡権の消尽にかかる規定は強行規定であると解されており、特約があったとしても譲渡権は消尽するが、特約自体は他の強行規定に反しない限り有効であるとされる[2)]。本件のように消費者契約が問題となる場合には、消費者契約法 10 条または民法 90 条の適用により特約が無効と判断される余地があると考えられる。

三　消費者契約法 10 条の要件

消費者契約法 10 条の要件は、前段と後段に分けて論じられている[3)]。

1　前段要件

前段要件は、問題となる消費者契約の条項が、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する」ものであることを要求する。「法令中の公の秩序に関しない規定」の趣旨は、見解が分かれるところであるが、判例（最判平 23・7・15 民集 65 巻 5 号 2269 頁）によれば、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれる」とされる。もっとも、明文の規定が存在しない場合における一般的な法理等がどのようなものであるか判断することは、常に容易であるとは限らない[4)]。

2　後段要件

後段要件は、前段要件に加えて、問題となる条項が「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」ものであることを要求している。この要件が具体的に意味するところは、「正当な理由なく、双方の利益の間に不均衡をきたし、その意味での均衡性ないし相互性をやぶるような」[5)] ものとか、「当該契約条項によって消費者が受ける不利益とその条項を無効にすることによって事業者が受ける不利益とを衡量し、両者が均衡を失していると認められる場合」[6)] などと説明される。後段要件に該当するかどうかを判断する際に考慮すべき要素について、上記平成 23 年判決は、「消費者契約法の趣旨、目的に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考慮して判断すべきである」としている。

次に見るように、本判決も、これらの判断枠組みに従って消費者契約法 10 条の適用の可否を判断していると見ることができる。

四　条項の有効性の判断

1　譲渡禁止条項の有効性

予備校から受講生への教材配布が貸与であるならば、通常は、受講生の下に教材の処分権は存しない。それにもかかわらず受講生が第三者に教材を譲渡した場合、受講生は、予備校に対し、譲渡禁止条項の有無に関係なく、債務不履行に基づく責任を負う可能性がある。さらに、本件では、教材の譲渡によって予備校の営業上の利益が害されたことを理由として、受講生が予備校に対し民事上の責任を負う可能性もあった。そうであるとすると、本件譲渡禁止条項は、理論上当然のことを確認しているのであって、消費者の権利をことさら制限するものではないことになる。判決は明言していないが、このような条項が、前段要件を満

たすとはいえないであろう。

これに加えて、本判決は、教材の第三者への譲渡禁止が、一方でＹに何らの不利益ももたらさず、他方でＸに営業上の不利益をもたらすことを指摘して、譲渡禁止条項を設けることの合理性を正当化している。ここで、ＸとＹの利害を比較衡量する形で後段要件該当性が判断されていると見ることができる。前述したように、本件教材の配布が貸与と性質決定されている以上、受講生は教材を第三者に売却することができず、そうであれば、理論上、譲渡禁止条項を設けることによって受講生に不利益が生じる余地はないし、事実上の不利益の存在も想定しにくい。他方、判決が認定するように、教材が第三者に譲渡されることにより予備校に大きな不利益が生じる可能性がある。さらに、本件の事情の下では、当該条項に関して、受講生（消費者）と予備校（事業者）との間に情報の質および量ならびに交渉力の格差が存在したとは考え難い。これらの事情を考慮すれば、本件譲渡禁止条項の後段要件該当性を否定した判断は妥当であったと考えられる。

2　違約金条項の有効性と一部無効の判断

違約金条項について、本判決は、まず、消費者契約法 10 条の適用について判断している。その際、後段要件該当性についてのみ言及しており、譲渡禁止条項と同様に、ＸとＹの利害を比較衡量して、本件違約金条項はＹを一方的に害する条項とはいえないと結論づける。

次に、判決は、違約金条項の公序良俗違反性について判断しており、本件違約金条項の全てが公序良俗に反するとはいえないが、受講生による教材の売却等を防止し、Ｘが営業上の損害を被らないようにするという目的を達成するために必要な限度を超えた違約金を設定すると、受講生の負う負担と比して不均衡となり、その限度を超えた違約金の範囲は公序良俗に反して無効となるとして、100 万円の限度で違約金条項を有効とした。

本件違約金条項の 100 万円を超える部分について、消費者契約法の規定を適用すると有効であるのに、より適用が厳格であるはずの民法 90 条を適用すると無効となるという構成には違和感を覚える。この点、本件では、Ｙは当初から当該条項の存在と内容を明確に認識していたと考えられ、それにもかかわらず違反行為を行い、さらに違反行為を指摘された後も執拗に教材の売却を試みるなど、消費者契約法によって救済されることが想定されている典型的な消費者像から逸脱している。このことが、消費者契約法による救済に対する消極性を導いた可能性もあろう。

そもそも、消費者契約法 10 条には不当条項の一部無効を導く機能が与えられているのであろうか。学説上見解が分かれるところであるが[7]、本件のように、違約金条項の一定額を超える部分を無効とし、これを下回る部分の効力を維持すべき場合には、消費者契約法 9 条が条項の一部無効を認めている趣旨に照らしても、一部無効が認められる余地があってもよいであろう。

●――注

1）教材その他の物品の譲渡禁止条項の有効性が争われた先例は本件の他に見当たらないのに対して、違約金条項の公序良俗違反が争われた裁判例は少なくない。高裁判決に限定すると、①新人歌手の準専属契約上の契約違反行為による違約金 500 万円の定めは、会社の被った最高限の損害額の 9 倍にも達し、著しく高額であって暴利行為といわざるを得ないとして、公序良俗に反し無効であるとした事例（名古屋高判昭 45・1・30 下民 21 巻 1 ＝ 2 号 155 頁）や②取次営業契約に設けられた競業避止義務違反による違約金条項について、債権者が新規契約に至るまで相当の期間内の減益を債務者に償わせれば足り、これを超えて高額の違約金の制裁を課する契約はその超過限度において公序良俗に反し無効とした事例（名古屋高判昭 52・11・9 判時 884 号 69 頁。同様の事例として、大阪高判平 10・6・17 判時 1665 号 73 頁）、③フランチャイズ契約においてロイヤリティの 120 か月分相当額を損害賠償額とする条項について、社会的に相当と認められる額を超える部分を公序良俗に反し無効とした事例（東京高判平 8・3・28 判時 1573 号 29 頁）などがある。

2）中山信弘『著作権法〔第 4 版〕』（有斐閣、2023 年）344 頁。

3）前段要件と後段要件の意義および相互関係については、学説上、様々な見解が示されている。詳しくは、山本豊「消費者契約法 10 条の生成と展開――施行 10 年後の中間回顧」NBL959 号（2011 年）17 頁以下を参照。

4）後藤巻則ほか『条解消費者三法〔第 2 版〕』（弘文堂、2021 年）149 頁。

5）山本敬三『民法講義Ⅰ総則〔第 3 版〕』（有斐閣、2011 年）310 頁。

6）日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法〔第 2 版増補版〕』（商事法務、2015 年）202 頁。

7）落合誠一『消費者契約法』（有斐閣、2001 年）153 頁を参照。